

監査事務局都民の声窓口に寄せられた都民の声

(月報:平成29年7月分)

● 受付件数と区分(監査事務局受付分)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
一	一	2件	一	1件	一	一	3件

※上記区分の定義

- 提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。
- 意見：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。
- 苦情：施策の実施又は未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。
- 要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。
- 相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。
- 問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。
- その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で趣旨等不明の訴え等を含むもの。

● 監査事務局に直接寄せられた都民の声

(NPO法人に対する監査について)

NPO法人が運営する共同作業所において、それほど重度とは思われない障害者が多数働くようになったが、昼間にドライブするなど働いている様子があまりない。彼らには共同作業所から作業費用として年間120万円ほどが支払われている。また、このNPO法人に対し、地元自治体から、利用者一人当たり6,750円の助成金が支払われている。このような状況を、地元自治体等に問い合わせたが対応してくれないので、都監査事務局に電話をした。

【対応】

このたびは、NPO法人が運営する共同作業所について、情報提供をいただきありがとうございます。

都は、このNPO法人に対して補助金を交付しておらず、監査の対象とはなりません。